

入 札 説 明 書
(光市民ホール外1施設で使用する電力の供給)

公益財団法人光市文化振興財団が管理する光市民ホール外1施設で使用する電力の供給に係る入札を、次に定めるところにより実施するので、熟知のうえ入札に参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 件名

光市民ホール外1施設で使用する電力の供給

(2) 供給内容

別添電力供給仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 供給場所

別添仕様書のとおり

(4) 供給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 入札方法

入札は、仕様書に提示する2施設について、各社が設定する基本料金単価及び使用電力量料金単価を根拠(小数点以下を含むことができる。)として、2施設それぞれの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価の合計により行う。

ただし、本入札に係る契約については、施設毎の基本料金単価及び使用電力量料金単価により行うものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書(様式4)に記載された金額に該当金額の消費税および地方消費税額に相当する額を加算した金額(様式5-2「総価の計算内訳書」の「契約希望金額(N)」)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式5-2「総価の計算内訳書」の「2施設の総合計(M)」の金額を入札書に記載するとともに、様式5-1、5-2「総価の計算内訳書」を添付すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 国税の未納がない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 入札に関する問合せ先

公益財団法人光市文化振興財団

光市文化センター(担当:長谷川)

電話 0833-72-5800 FAX 0833-72-5715

電子メール hasegawa@hikari-bunka.or.jp

4 入札参加申請等

(1) 提出書類

ア 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

イ 印鑑登録証明書の写し(申請日の前3か月以内に発行されたもの)

ウ 使用印鑑届(様式1)

エ 委任状(様式2 入札、契約等に関する権限を支店、営業所等に委任する場合)

オ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)の未納・滞納がない証明書の写し(提出日の前3か月以内に発行されたもの)

カ 暴力団等の排除に関する誓約書(様式3)

(2) 提出方法

開札日当日に持参する場合は、次項第1号の日時及び場所に提出し、開札日以前に持参又は郵送する場合は、次項第2号の日時及び場所に提出すること。

(3) 入札および契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨に限る。

(4) 入札保証金および契約保証金

免除

5 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時：令和4年2月15日（火）午前10時

イ 場所：山口県光市島田四丁目13番15号

光市民ホール 2階 小会議室（2）

(2) 郵送による入札書の提出期限と提出先

ア 提出期限：令和4年2月10日（木）午後5時（必着）

イ 提出先：山口県光市光井九丁目18番2号

光市文化センター

ウ 郵送方法：一般書留又は簡易書留による。

(3) 入札参加申請書類と入札書の提出方法

入札書（様式4）、総価の計算内訳書（様式5-1、様式5-2）（以下「内訳書」という。）を内封筒に入れ密封し、それを外封筒に入れるとともに、前の第4項第1号の提出書類を同封すること。（郵送も同じ）

なお、内封筒には件名、商号又は名称を、外封筒には「入札書在中」と朱書きすること。

エ 入札書に記載する入札日は、（1）の入札日を記載すること。

(4) 入札参加者又はその代理人は、仕様書を熟知のうえ、応札すること。

なお、仕様書等について疑義がある場合は、令和4年1月28日（金）午後5時までに、質問書（様式6）をファックスにより提出すること。

受領した質問書に関しては、案内をした全ての者に、ファックスにより令和4年2月4日（金）までに回答する。

(5) 入札参加者又はその代理人は、この入札説明書に同封してある所定の様式の入札書及び委任状を使用すること。

(6) 入札金額の算出基礎として、内訳書を作成し、入札書に添付すること。

なお、内訳書の電力料金単価には1円未満の端数を含むことができる。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。なお、(4)又は(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は理事長が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札に参加するために必要な資格のない者又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項、入札金額又は入札者の氏名、その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札(入札者本人及びその代理人がした入札を含む。)をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する不正な行為による入札
- (5) 公正を疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で2施設の合計金額が最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 初回の入札で落札者がいないときは、1回限りの再入札を行う。なお、郵便入札による場合は、再入札に参加できない。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。また、郵便入札者と同価となった場合、入札執行者においてくじを引き、落札者を決定する。

8 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を中止又は延期することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書その他提出書類の作成費用は申請者が負担するものとする。

9 入札の不参加

入札に不参加の場合は、この案内を受けてから入札実施日までの間に、その旨を第3項の入札に関する問合せ先まで連絡をすること。

10 その他

- (1) 入札参加者又は落札者が本件供給に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は落札者が負担するものとする。
- (2) 供給期間については、落札者と協議のうえ、変更する場合がある。

- (3) 入札に関する書類（様式1～様式6）は、公益財団法人光市文化振興財団のホームページ（<http://www.hikari-bunka.or.jp>）からダウンロード可能。
- (4) 公益財団法人光市文化振興財団がこれら2施設の指定管理者でなくなったときは、指定管理者でなくなった日をもって電力供給契約は解除となる。この場合、契約解除に伴う損害が発生しても請求はできないものとする。